

新潟市における

教科書採択の民主化を求めて

藤田 正

◇プロローグ

私の教科書との出会いは「ハナ・ハ

ト……」から始まりましたが、やがて

これは「スヌメ・スヌメ・ハイタイス
スメ」にまで行きついてしまいます。

こういうと年が知れると言われます
が、それ程、戦前・戦中の国定教科書
は急速に軍国主義的方向に変えられ
ていきました。

「ハナ・ハト……」から学んだ私でさ

えも、その後、学年の進むにつれて変
えられていった教科書で、今でも頭の
中に残っているものに「軍神、広瀬中
佐」があります。

國語でつめこまれ、唱歌でうたわさ
れていつた中で私はいつか軍国少年に
なってしまい、自ら陸軍幼年学校を受
験するようになりました。

これには家が貧しいことから、職業
日本的小・中学校では変わらないよう
です。

中学校で各教師が、ふだんは自主的
授業をやっていても、毎学期のテスト
由も大きかったのですが……しかし、

幸いにして第一次の身体検査で不合格
になり今まで生きのびることができ
ました。

これは私の体験ですが、教科書の子
どもたちに与える影響は、はかり知れ
ないものがあるようになります。

戦後でも教科書を中心とする学習は、
授業をやっていても、毎学期のテスト

になると各教科で統一的問題をつくるため、出題は教科書の内容に限定されるのもその一例です。

今、再び教科書に検閲ともいえる検定がなされ、政治権力の意図する反動的方向が強められている時、教科書に対する国民的批判を強め、憲法・教育基本法の根本精神にたって、子どもたちが真実と平和を求める人間に育つような教科書をつくりだす活動が切実に求められていると思います。

現在「指導要領」の改悪と学校五日制に伴う矛盾が頂点に達し、多くの自治体で新指導要領反対や、その改善を要望する決議がぞくぞくとあげられています。

このように父母・国民の目が教育内容にむけられている好機に、検定によって改悪したものを見に間の中で選別する教科書採択制度の真相を明らかにすれば、市民の教科書に対する関心を高め、教職員・父母・市民の声を直接反映させた民主的採択制度に変えさせ

る大きなきっかけになると考えました。

その一步として、私は新潟市教育委員会（以下、市教委と略称）に現場の

◇新潟市における教科書採択のあゆみのなかから…

声を代表して教科書採択に関する情報公開を市の情報公開条例（以下、公開条例と略称）に基づいて請求しました。

しかし、市教委は形式的なことの一部を除いて、殆ど全てについて公開を拒否しました。幸い新潟市には川上革新市政をかちとったことを背景に制定された、公開条例に「不服審査を請求

できる規定がありますので、これを使って「情報公開審査会」（以下、審査会と略称）に不服を申したてました。審査会は私たちの主張を認め、去る三月二三日、全面的公開の答申を行いました。

この翌年、新潟市教科書採択審議会（現在は選定委員会という）が一教科三種類に限定し、しかもできるだけ一種に統一する方向が強まりました。

当時、私は新潟市教職員組合（以下、市教組と略称）の書記長でしたが、市教委と再び交渉して三種に制限しないことを確認させました。

一九六一年度も市教委の石川教育長

たいと思います（九月一三日現在）。

戦後の一定の教育民主化の中で、しばらくの間、教科書は学校ことに自主的に選ぶことができました。

しかし、急速に教育への反動的攻撃が強まっていくなかで、一九五八年（昭和三三）、これまで「試案」とされてきた文部省発行の指導要領が全面的に改訂されるとともに、これに「国家基準」をもたせ教育内容にまで国の統制を及ぼすに至りました。

この翌年、新潟市教科書採択審議会（現在は選定委員会という）が一教科三種類に限定し、しかもできるだけ一種に統一する方向が強まりました。

当時、私は新潟市教職員組合（以下、市教組と略称）の書記長でしたが、市教委と再び交渉して三種に制限しないことを確認させました。

は、引き続いてこのことを確認しました

たが、実際は採択審議会の中学校部会

(部会の各教科の部長は大部分校長)

は「できるだけ少數にまとめる。ある

種の教科書が一校だけの場合は、理由

をきいて妥当と認めた時は承認する。」

(実際は一校のものは認めず)と実質

上の制限をしました。

当時の市教組の機関紙「たより」は、

当時の採択状況を次のように報じてい

ます。

「校内の全職員できめた教科書が、

申請をだす際かわっていた。校長を追

求したところ『先輩に頼まれて』とい

った。

理科の教科書が校長の意向で、校内

の理科教部会の決定と違つたものにされ

た。

採択直前に市の教育研究協議会の部

長から、是非、三種のうちのどれかに

せよと強力な圧力がかけられた。」

この事実の一端から教科書採択の自

主性が闇の中で奪われていることがわ

かると思います。

その後、教科書の国家統制を更に強

めてきた政府は、国民の広汎な教科書

無償の要求を逆手にとつて、いわゆる

「教科書無償法」(一九六一—昭三七)

を制定し、一方的に教科書採択権を教

委がにぎるものにしました。

新潟市では、その後も職場で、ある

いは中学校教育研究協議会のいくつか

の部会で教科書研究がすすめられまし

たが、この法案成立で採択の自主性の

要求は下火となっていました。

一九八三年(昭五八)私が市教組の

責任者となつた時、現場から密室採択

への不満がだされ、次の要求で市教委

と交渉を重ねました。

・ 展示から採択に至る全スケジュ

ールの明示。

・ 展示期間の延長。

・ 現場教職員が充分検討できるよ

う、校長に指示して、その時間

を確保する。展示会には教科毎に

最低半日を。

・ 採用に至る審議の過程で現場教

職員と協議すること。

・ 現場教職員の意見具申を尊重し、

公開すること。

・ 採用に至る審議の過程と採用の

理由を明らかにすること。

市教委は、私たちのこの当然の要求

さえ全て拒否しました。しかし、以後

二年間も同じ要求をかけて交渉を続

けましたが、展示期間を少々延長させ

た程度で終わってしまいました。

この運動での最大の問題は、父母・

市民に広く問題を提起し、粘り強い継

続的運動にできなかつた教職員・市教

組の主体的力量の不足でした。

◇教科書採択の情報公開を請求

——されど市教委は拒否

私は現場教師の採択(以後、選定と

よぶ)の経過や内容を明らかにしてほ

しいという声をうけ、市公開条例に基

づいて、去年二月二八日と三月四日の

二回、選定に関する市の公文書の公開

を求めました。

しかし市教委は、「選定委員会の議事録は存在しない」、「選定委員名

を含めた選定の一一番重要な資料、「専門調査員の研究報告書」、学校現場からの「教科書研究報告書」等は公開しませんでした。

「採択の公正確保」が理由

公開拒否の最大の理由は、「採択の公正確保」というものでした。それは要するに、教科書出版関係者などの働きかけで公正な採択ができなくなるのを防ぐためということです。

これは実におかしな理屈ではないでしょうか、公務員が業者などから金品などによる働きかけを受けた時は、どんな場合も毅然と対処すべきことは当然のことです。採択の関係者名が公表されると、働きかけに屈することになるとでもいうのでしょうか。

「行政不服審査」を申し立て

市教委の公開拒否に対し、四月二七日、審査会に対して行政不服審査を申

し立てました。

その主な点を記しますと、

- ・ 教科書選定委員会（現在の採択審議をする委員会、以下、選定委と略称）の議事録が存在しないこと

とに対し、議事録がないということではすまされない、教科書選定が公正に行われているなどとは言えないのではないか。

市教委は六月一〇日付けで弁明書を提出し、審査会に提出しました。

その新しい主張として「教科書は文部大臣の検定を経たもので……教科指導の主な教材」、「教科書使用の義務がある」、「教科書の無償給与」をあげ、だから採択は重要で「公正かつ慎重」に行わなければならぬと、文部省の言い分のようなことを力説しています。その弁明からは、業者等の介入によって公正な採択が困難になることを防ぐことを最大の理由にしていることが読みとれます。

それは、採択の公正確保のためとして、公正取引委員会の教科書発行者、または、教科書販売業者に対する規制措置まで持ちだしていることからも明らかです。

市教委は「選定委員名等、条例の特定の個人を識別できる情報は公開しない」を持ちだしているが、公的機関の委員名は他の各種公的審議会となんら違わず、委員名はみんな公表されており「個人情報」に当たらぬ。

表されており「個人情報」に当たらぬ。

これに対し私たちは六月一八日、意見書を提出しました。

その要旨は、「憲法で保障された国民の教育を受ける権利を守るうえで、とくに教育基本法一〇条が『教育は不当な支配に服することなく、国民全体に直接責任を負つて…』と規定しているように、教育行政は戦前のように教育に干渉してはならず、その任務は教育条件の整備である。教育行政は教育内容に深くかかわる教科書採択に介入してはならないのである。教科書を選ぶ主体は、教育を受ける権利をもつ子どもたちや、この権利を保障する義務のある父母・教育を掌る教職員にこそある」と主張しました。

小林朗輔佐人(新潟市立藤見中教諭)からは、新潟市中学校社会科教科書の場合、現場の意見が反映していないこと、子どもにとって教科はバイブルであること、子どもの権利条約の「意見表明権」の精神を取り入れることが現在の日本の学校に要求されていることを陳述しました。

小林正弘補佐人(新潟市立五十嵐中教諭)からは、私たちの声の届かない密室での教科書採択は、世界の民主主義国家のどこにもないこと。この採択に現場教師の声が反映していないが、市教委の公開した日程をみると、専門調査員会の審議もわづか二回、教科別では一回のみという実態で、選ばれた教科書の研究を大いにすすめ、子どもたちの全面発達に最もふさわしい教科書をつくりあげていくことが必要と主張しました。

◇ 審査会での意見陳述

一一月一七日

の審議などしなかったこと、また別の専門調査員の公開の席上での報告として、「自分はその委嘱を校長からいわれたとおり口外しなかつたのに、数日後、某教科書会社から物品が届けられている」と部外秘がもれている実態等が明らかにされました。

◇ 審査会、全面公開を答申

昨年五月一九日から九回の審査を経て、本年三月二三日、審査会は私たちの主張を全面的に認める答申を行いました。

その理由の主な点を記します。

- ・ 全体を総括して、新潟市の「公開条例」の第一条で「市民の情報公開を求める権利・・・」を明らかにしていること、「市政に対する市民の理解を深め、公正で民主的な開かれた市政を更に推進」することを直接目的としていること、さらに同条例三条で「実施機関（市教委を含む市行政機関）は市民の情報公開を求

める権利が充分尊重されるように、この条例を解釈し運用するものとする」と定めていることを引例し、教科書に関する情報は「教師、生徒のみならず保護者や家族社会、市民全體が重大関心をよせる情報」と位置づけ、密室での選定は公正に対する疑惑の念が生まれるのは避けられないと結論づけています。

選定委員名の公開は、個人情報でなく公的なもので、他の委員会の委員名はみな公開されていることをあげています。

選定委の議事録の存在しないことについては、「いやしくも公的機関である以上、議事録を作成すべきであり、ないことは職務怠慢……」と断じています。

専門調査委員会の研究報告書の公開について

この資料の公開は「今後よりよい教科書をつくるための資料として活用され、好ましい効果は広く及ぶと

期待される」とのべて、先に記した教科書に関する情報が「・・・地域社会・市民全體が重大関心をよせる情報・・・」という指摘とともに、教科書の民主的採択がよりよい教科書をつくる。言葉をかえて言えば、憲法、教育基本法に背反する教科書、多くの子どもを落ちこぼす内容をもつ教科書を市民の力で排除し、子どもたちの全面発達を助ける教科書をつくれ、という世論を飛躍的に高める糸口になることを示唆していると思います。

（ふじた　ただし＝新潟市教職員組合）

民主教育研究所所長



市教委に対する六〇団体余りの「答申の全面的実行」の要求や、「よい教科書を子どもたちに」の市民集会などが開かれ、市民の世論を高め、運動の前進を切りひらいたと考えます。心から関係者に厚くお礼申しあげます。

また去る六月十一日には、教科書採択を中心とする全国交流集会が初めて東京で行われましたが、この集会での全国の進んだ経験から学び、次の採択年までたたかいを粘り強く継続させなければならぬと考えます。

◇ さいごに

この答申を導きだすまでに、出版労連が毎年出版されている「教科書レポート」、教科書採択で先進的努力をされている尼崎市・東京田無市の教職員組合や仙台・川崎市などの市民活動家から、資料の提供や多くのことを学びました。また審査会に対して五〇余りの民主団体からの「公正審査の要請」、